

「テクリス（TECRIS）への登録」の取り扱い運用解説

1 適用範囲

この運用解説は山梨県県土整備部が発注する調査・測量・設計等業務委託に適用する。

2 対象業務

「テクリス（TECRIS）への登録」の対象業務は次のとおりとする。

実施又は変更業務委託料が100万円以上となる設計業務等、地質・土質調査業務、測量業務、現場技術業務、用地調査等業務。（建築関係は除く。）

3 登録の義務付け

設計図書の一部である各種共通仕様書に以下の条項により、受注者への義務付けを行っている。（特記仕様書への明示は必要ない。）

設計業務等共通仕様書 第1110条 第3項

測量業務共通仕様書 第111条 第3項

地質・土質調査業務共通仕様書 第111条 第3項

現場技術業務共通仕様書 第1008条 第3項

用地調査等標準仕様書 第14条 第3項

第1110条 提出書類

（設計業務等共通仕様書より（参考））

3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（注1）当初の業務委託料が100万円未満で変更等により業務委託料が100万円以上となる場合は、登録を行う。

（注2）業務委託料は、契約額をいう。

4 登録に要する費用

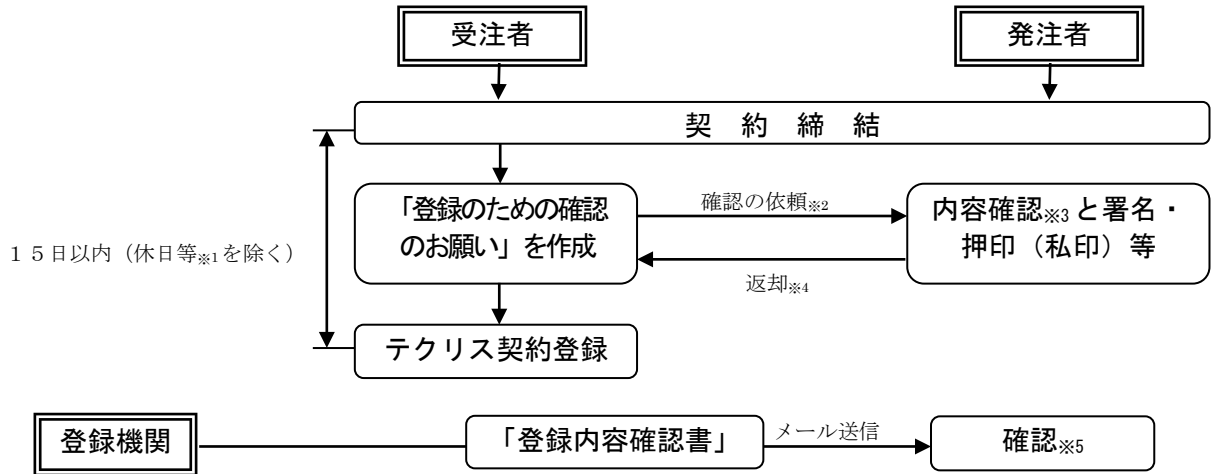
業務実績の登録に要する費用は、諸経費率にて率計上とする。

5 その他

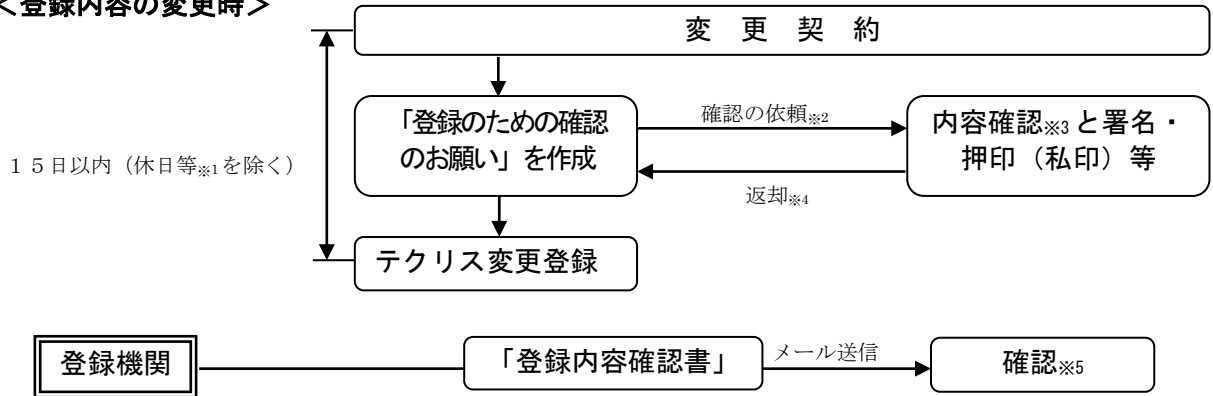
テクリスホームページ（JACICホームページ）cthp.jacic.or.jp

テクリス登録の際の事務手続きフロー図

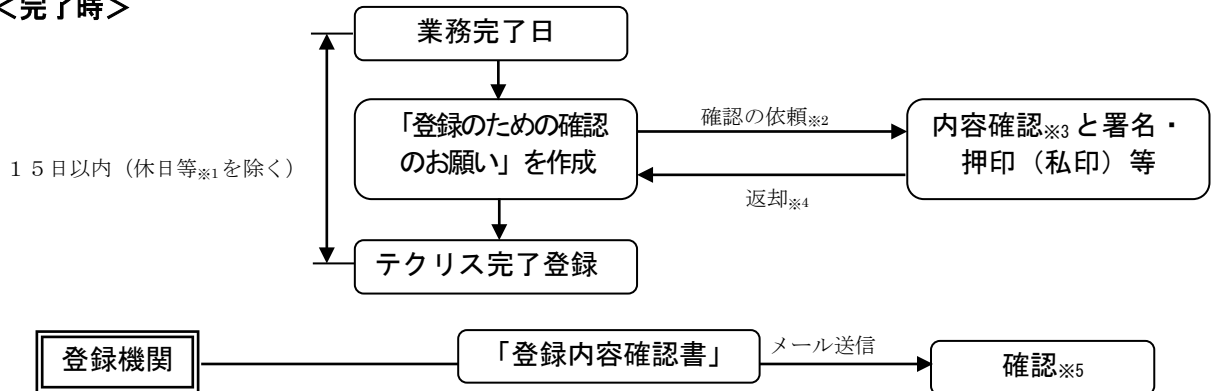
<受注時>



<登録内容の変更時>



<完了時>



※1:「休日等」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日をいう。

※2:「登録のための確認のお願い」の確認の依頼は、テクリスから監督員に送られるメールによるものとする。

※3:「登録のための確認のお願い」の内容確認において、担当者(監督員)が内容確認を行えばよいものとする(決裁等は不要)。なお、不備がある場合については訂正を指示し、再度確認を行う。

※4:メールは不可とする。

※5:「登録内容確認書」の確認は、担当者(監督員)が内容確認を行えばよいものとする(決裁等は不要)。

※その他:変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。